

第 4 期帯広市耐震改修促進計画の策定について

1 計画の背景・目的

平成 7 年 1 月に発生した阪神・淡路大震災での多数の被害を踏まえ、同年 10 月に策定された「建築物の耐震改修の促進に関する法律」において、建築物の耐震化は、社会全体の緊急課題として位置づけられ、全国的に取組が進められてきました。

帯広市においては平成 20 年 2 月に策定した「帯広市耐震改修促進計画」を、令和 4 年 2 月に「第 3 期帯広市耐震改修促進計画」に見直し、旧耐震基準の建築物の耐震化への支援や啓発などの取組を進めてきました。その間、道内では平成 30 年 9 月に胆振東部地震で最大震度 7 が観測され、全国的には令和 6 年に能登半島地震が発生するなど、大地震はいつどこで発生してもおかしくない状況にあります。

このような状況から、令和 8 年 4 月に見直しされた「北海道耐震改修促進計画」を踏まえ、引き続き建築物の耐震化を促進し、市民の安全で安心な生活を確保することを目的に、「第 4 期帯広市耐震改修促進計画」を策定するものです。

2 「第 3 期帯広市耐震改修促進計画」の施策の実施状況と耐震化率の推移

基本方針	施策	実施状況（令和 3 年度～令和 7 年度）
情報発信による理解の促進	耐震化に関する情報提供	パンフレットを作成し関係団体に配布、ホームページにて情報提供
	説明会・出前講座等の実施	ふれあい市政講座など（4 回開催）で耐震化に関する情報発信
	地震防災マップの公表	相談窓口、セミナー会場（2 会場）、ホームページなどにおいて情報発信
耐震化を促進する環境整備	耐震診断・耐震改修等に係る相談対応	住まいの総合相談窓口（12 件）、住まいのワンストップ相談窓口において耐震診断・改修についての相談受付
	住宅の耐震化の促進	無料耐震簡易診断（315 件）や補助制度について情報発信
	住宅の建替え・除却等の促進	空き家対策と連携し所有者に対し情報提供（補助金利用 6 件）
	多数利用建築物の耐震化の促進	多数利用建築物の所有者に対して、情報発信及び意向調査実施
	不特定多数の者等が利用する大規模建築物の耐震化の促進	国の補助制度を利用し建築物所有者に対して意向調査及び補助金交付（ふじまるビル解体着手）
	地震時に通行を確保すべき道路の沿道建築物の耐震化の促進	沿道建築物の所有者に対して、情報発信及び意向調査実施
	その他の地震時の安全対策の促進	防災パトロール等を通して周知・啓発を実施
耐震化を促進する仕組みづくり	関係団体等を通じた補助制度の周知、金融機関との連携	

耐震化率の推移		住 宅				多数利用建築物			
		計画当初 (平成 18 年度)	平成 27 年度	令和 2 年度 (第 3 期計画当初)	※ ¹ 令和 6 年度	計画当初 (平成 18 年度)	平成 27 年度	令和 2 年度 (第 3 期計画当初)	※ ¹ 令和 6 年度
帯広市	目標		90%	95%	95%		90%	95%	95%
	実績	83.0%	88.2%	92.0%	93.5%	73.7%	85.1%	87.4%	87.9%
北海道	目標		90%	95%	95%		90%	95%	おおむね解消
	実績	76.2%	86.5%	90.6%	91.9%	78.0%	93.0%	93.7%	94.6%

※¹：北海道は令和 7 年度
 ※住宅：戸建住宅（長屋住宅及び併用住宅を含む）・共同住宅
 住宅・土地統計調査から算出した推計値
 ※多数利用建築物：幼稚園・学校・病院など不特定多数の方々を利用する一定規模以上の建築物
 実数調査による算出、なお耐震診断未実施の建築物については耐震性無しと判断

3 第 3 期帯広市耐震改修促進計画の検証

第 3 期帯広市耐震改修促進計画において様々な施策を実施してきたことにより、計画期間中の耐震化率は向上し、唯一残されていた大規模建築物が解体工事に着手するなど一定の成果もありましたが、耐震化率の目標を達成することができませんでした。

要因としては、令和 5 年 5 月に新型コロナウイルス感染症が収束した後においても対面型イベントの実施環境に変化が生じ、イベント自体の開催中止や、開催方式の変更などにより実施回数が減少したこと等により、十分な周知を行うことができなかったことが考えられます。

また、建築物所有者への意向調査では、耐震化には関心があるものの、耐震診断は約 5 割が「経済的に厳しいから行わない」、約 2 割が「今まで被害が無かったから行わない」、耐震改修工事は約 3 割が「費用によっては行いたい」、約 2 割が「費用がかかるから行わない」と回答しており、耐震化に対する理解不足と工事費が把握しにくいことや費用の負担感が耐震化に踏み込みきれない要因と考えます。

さらに、現行の補助制度に対しては、利用の条件に合わない、使いづらいという意見もあり、利用が進んでいない状況となっています。

4 第 4 期帯広市耐震改修促進計画策定に向けて

検証結果から、第 4 期帯広市耐震改修促進計画では、耐震化に関する市民理解を深めるために、イベント参加以外の多様な手段による普及啓発等、より広く情報を周知する方法について検討します。

また、耐震化に取り組む市民のニーズに合った支援制度となるように、現行の耐震診断や改修（改修、除却、建替えなど）の補助制度について検討します。

計画の策定にあたっては、関係課、関係団体への意見聴取を行いながら内容をまとめ、建設委員会に報告しパブリックコメントを経て策定するものとします。

5 計画期間

第 3 期帯広市耐震改修促進計画では、令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間で計画期間としていましたが、「国の基本方針」及び「北海道耐震改修促進計画」の期間が令和 8 年度から令和 17 年度の 10 年に延長されたことから、帯広市においても第 4 期計画は令和 8 年度から令和 17 年度までの 10 年を計画期間とすることを検討します。

6 計画策定の進め方及びスケジュール

	令和 8 年											
	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	
【北海道】	○見直し案 ◎成案											
【市】	原案作成 → ◎【成案】											
【市民・関係団体】	関係団体意見聴取 パブコム											
【建設委員会】	○策定について ○原案報告 ○パブコム・計画案報告											

※国の基本方針は令和 7 年 7 月に告示